

介護老人保健施設ミドルホーム富岡
訪問リハビリテーション 利用料金表

1. 訪問リハビリテーション費

基本部分（基本料金）	金額	備考
訪問リハビリテーション費	308円/回	医師の指示のに基づき、作業療法士や理学療法士等のリハビリテーションの専門職が、利用者の自宅を訪問して実際の生活の場でリハビリテーションを提供します。 訪問リハビリテーション費は、利用者またはその家族等利用者の看護にあたる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、週に6回を限度として算定します。
加算部分・減算部分（加算・減算料金）	金額	備考
事業所の医師がリハビリテーション計画に係る診療を行わなかった場合	50円/回	事業所の医師がリハビリテーション計画に係る診療を行わなかった場合基本料金から1回につき50円を減算します。
リハビリテーション マネジメント加算イ	180円/月	算定開始時にご説明いたします。
リハビリテーション マネジメント加算ロ	213円/月	算定開始時にご説明いたします。
事業所の医師が利用者 又はその家族に対して説明し、 利用者の同意を得た場合	上記に加え 270円/月	算定開始時にご説明いたします。
短期集中リハビリテーション 実施加算	200円/日	利用者がリハビリテーションを必要とする原因となった疾患等の治療のために入院もしくは入所した病院もしくは診療所もしくは介護老人保健施設から退院もしくは退所した日、または要介護認定の効力が生じた日から起算して3月以内の期間に、1週間につき概ね2日以上、1日当たり20分以上の集中的なリハビリテーションが実施された場合に基本料金に加算いたします。 リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合に限りです。
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算	240円/日 ※1週に 2日を限度	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた作業療法士、理学療法士若しくは言語聴覚士が、その退院（所）日又は訪問開始日から3月以内の間に、リハビリテーションを集中的に行うことで算定します。

口腔連携強化加算	50円/回 ※1月に1回	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、基本料金に加算します。
退院時共同指導加算	600円/回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、当該事業所の医師又は作業療法士、理学療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回限り基本料金に加算します。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6円/回	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する作業療法士等のうち、勤続年数が7年以上の者が1名以上いる場合に基本料金に加算いたします。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3円/回	勤続年数が3年以上の者が1人以上いる場合に基本料金に加算いたします。
移行支援加算	17円/日	当事業所において、訪問リハビリテーションの利用によって日常生活動作が向上し、通所介護等へサービスが移行した利用者の割合が定めた数以上になった場合に基本料金に加算いたします。
特別地域 訪問リハビリテーション加算	基本料金の 15%	該当する場合にご説明いたします。

※上記は、1割自己負担の場合の額を表示したものです。市町村から交付された「介護保険負担割合証」に利用者負担が2割と記載されている場合は、上記額に2を乗じた額となります。

2. 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分（基本料金）	金額	備考
介護予防訪問リハビリテーション費 ※利用開始月の属する月から12月超える利用の場合、30円/回減算 ただし、算定要件を満たした場合、減算はありません。	298円/回	医師の指示のに基づき、作業療法士や理学療法士等のリハビリテーションの専門職が、利用者の自宅を訪問して実際の生活の場でリハビリテーションを提供します。 訪問リハビリテーション費は、利用者またはその家族等利用者の看護にあたる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、週に6回を限度として算定します。

※利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合の減算を行わない理由

- ・3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、該当リハビリテーション会議の内容を記録すると共に、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。
- ・利用者ごとのリハビリテーション計画等の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、リハビリテーション提供に当たって、当該その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

加算部分・減算部分(加算・減算料金)	金額	備考
事業所の医師がリハビリテーション計画に係る診療を行わなかった場合	50円/回	事業所の医師がリハビリテーション計画に係る診療を行わなかった場合基本料金から1回につき50円を減算します。
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	利用者がリハビリテーションを必要とする原因となった疾患等の治療のために入院もしくは入所した病院もしくは診療所もしくは介護老人保健施設から退院もしくは退所した日、または要支援認定の効力が生じた日から起算して1月を超えて3月以内の期間に、1週間につき概ね2日以上、1日当たり20分以上の集中的なリハビリテーションが実施された場合に基本料金に加算いたします。
特別地域 訪問リハビリテーション加算	基本料金の 15%	該当する場合にご説明いたします。
口腔連携強化加算	50円/回 ※1月に1回	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、基本料金に加算します。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6円/回	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する作業療法士等のうち、勤続年数が7年以上の者が1名以上いる場合に基本料金に加算いたします。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3円/回	勤続年数が3年以上の者が1人以上いる場合に基本料金に加算いたします。

※上記は、1割自己負担の場合の額を表示したものです。市町村から交付された「介護保険負担割合証」に利用者負担が2割と記載されている場合は、上記額に2を乗じた額となります。

3. その他の料金

料金の種類	金額	備考
通常の事業の実施地域以外へ訪問リハビリテーションを行った場合の交通費	40円/km	利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを提供した場合の、それに要した自動車による交通費の費用。訪問に要した総移動距離に1kmあたり40円を乗じた額を算定して徴収いたします。